

公募型プロポーザル方式による工事事業者（設計者・施工者一括）選定の実施について

明石市教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当の業務について公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者一括）選定（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 | 明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 明石市大久保町江井島字谷ノ堂 535 番 1 ほか |
| (3) 工 事 概 要 | 少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事に係る設計業務及び解体・設備工事 |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から提案日（限度 2029 年（令和 11 年）1 月 31 日）まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 5 9 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円（税抜） |

2 プロポーザル方式参加要件

「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 3 参加資格要件」記載のとおりとする。
なお、募集要項、提案仕様書及び様式集等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加してください。

3 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間
2026 年（令和 8 年）7 月 10 日（金）からダウンロード可能
- (2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。図面等は、教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5057）の上、DVD 等の記録媒体（USB メモリは不可）を持参してください。

4 現地確認

詳細は、「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 6 現地確認」記載のとおり

5 仕様書等に対する質問及び回答

詳細は、「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 7 質問及び回答」記載のとおり

6 プロポーザル方式参加申込み

詳細は、「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 8 提出書類及び提案書の受付」記載のとおり

7 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

詳細は、「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 8 提出書類及び提案書の受付」記載のとおり

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

- ・前金払 有

（令和9年度～令和10年度：各会計年度における出来高予定額の40%以内）

- ・中間前払 有

（令和9年度～令和10年度：各会計年度における出来高予定額の20%以内）

- ・部分払

（令和8年度：無し、令和9年度：有 3回以内、令和10年度：有（提案工期により変動）下表を参照）

工期	回数
90日以上180日未満	1
180日以上270日未満	2
270日以上360日未満	3

- ・残高竣工払

11 契約の締結について

- (1) 優先交渉権者

明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事優先交渉権者選定要領の選定委員会において選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

- (2) 見積書

業務参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

- (3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 議会の議決

本案件の契約については議会の議決を要するため、優先交渉権者決定後に随意契約の相手方として仮契約を締結し、議会の議決を得て契約が確定します。

(5) その他

優先交渉権者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事契約約款等については、教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 2通以上本業務のプロポーザル方式に関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込

詳細は、「明石市立少年自然の家管理宿泊棟解体ほか工事 募集要項 10 留意事項」に記載のとおり。
また、下記についても該当する。

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 参加申請書等及び提案書等に虚偽の事項を記載したもの
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を郵送で送付する場合、封筒等に宛名シール（様式4）を貼り付けていないもの
- (5) 指示する方法以外で提出されたもの。
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と業務参考内訳書の金額が合致しないもの（業務参考内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの

- (12) 業務参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 提案上限価格（見積限度額）を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 異議の申し立て

参加申請者は、プロポーザル方式の実施後、この公告文を含む募集要項、提案仕様書及び関係法令等のプロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることは出来ません。

また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

17 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となり、明石市に請求することはできません。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。